

大月市地域防災計画

雪害マニュアル

道路除雪編

(平成26年6月策定)

大月市

大月市地域防災計画 雪害マニュアル

道路除雪編

1. 目的

この道路除雪編は、市道等の道路における、冬期の降雪、積雪に対し、早期に効率的な除雪を進め、市民の生活、安全を守ることを目的とする。

具体的には、大月市が中心となり、市民による除雪、業者による除雪、各関係機関との調整など、効果的かつ公平に除雪を進めるための指針とする。

2. 背景

従来の除雪対応は、1、2級市道など幹線道路については除雪業者で対応し、集落内及び生活関連道路の除雪は住民で行うこととしてきたが、人口減少、住民の高齢化による除雪力の低下、また、公共事業の減少や社会構造の変化により、除雪を請負う建設業者および作業員の減少で、市内の除雪力全体が低下し、積雪による市民生活への影響が大きくなっている。

さらに、今回のような1mを超える記録的な積雪により、交通網の寸断や長期に及ぶ住民の孤立化などが課題となった。

大雪は、台風、集中豪雨といった降雨災害と比べ、市全域に同時に発生するため、行政がすべての公道の除排雪を行うことには限界がある。このため、市、業者、市民及び関係機関がそれぞれの役割を確認し、連携して除雪対応に取り組む必要がある。

3. 言葉の定義

除雪・・・市道など公道の積雪を排除し、車両、歩行者の通行が安全に行えるよう通路を確保すること。

圧雪・・・積雪量が50cmを超えるような場合、一度に除雪を行わずに歩行者、緊急車両が通行可能な程度に雪を押さえて通路を確保すること。

一車線確保・・・圧雪から、さらに除雪を進め、路面が見える状態で全路線について1車線を確保し、部分的にすれ違いが可能な待避スペースを確保すること。

拡幅除雪・・・1車線確保からさらに通常的車線幅が確保できるまでに除雪を進めた状態にすること。

排雪・・・拡幅除雪などの際、路肩スペースで雪が処理できない場合、ほかの置場(排雪場)までダンプトラックを利用し、運搬し処理すること。

機械除雪・・・タイヤショベル(ホイールローダ)、グレーダー、バックホウなどの重機により除雪を行うこと。主に建設業者が行う。

住民除雪・・・住民が生活する地域の道路などをスコップなどで除雪すること。

ボランティアや消防団などの組織によるものも含む。
凍結防止剤散布・・・除雪が完了し、溶けだした水により路面が凍結するのを防止するために塩化カルシウム、塩化マグネシウム等を散布すること。

凍結が予想される夜間、早朝にあわせ夕方散布を原則とする。
指定路線・・・あらかじめ積雪量に応じて、指定する除雪契約業者が除雪を行う路線。主に幹線道路。

協力業者・・・除雪契約建設業者以外で除雪に使える重機を所有し、事前に市に登録し、積雪時に除雪対応する業者。

4. 行政の役割

国、県、市は道路管理者として、あらかじめ指定路線について除雪業者を選定のうえ契約し、大雪情報をもとに、早い段階から除雪に対応できるよう待機及び出動態勢を整えるよう除雪契約業者を指導する。

○国、山梨県

国道20号及び国道139号、並びに市内の県道の除雪を行う。

○大月市

(1) 高速道路、国道、県道の各道路管理者との調整（雪害対策会議の実施）を行い、除雪路線の確認、進捗状況の確認を行う。また、大雪警報発令時など必要に応じて交通規制の時間等の確認を行い、適切なタイミングで規制を実施し、防災担当部署を通じ広報する。

(2) 積雪量による除雪指定路線を決定し、市民に公表、周知する。
また、除雪契約業者等の保有重機の種類・数量、オペレーターの人員の確認を行い、適切な除雪方法を指導する。

(3) 除雪の実施は、「7. 除雪の方法」に従い、除雪契約業者により指定路線の除雪を行う。

また、条件により協力業者による除雪費用の助成等を行う。

(4) 路面のスリップ防止対策として、最低気温が -1°C 以下になると予想される場合、あらかじめ指定した箇所（交通量が比較的多く、急勾配、カーブの箇所）に凍結防止剤を散布する。

(5) 住民除雪への助成、支援を行い、住民除雪の推進を図る。

(6) 排雪場所の確保を行い、市街地や住宅地の排雪にあたり市民、業者にこれの利用を促す。（公共施設駐車場、河川敷、学校校庭など）

(7) 最新の除雪状況を防災無線、HP、SNSなどを利用し、市民に周知し、交通混乱を防止する。

(8) 道路、防災、福祉などの担当相互の連絡、調整を図り、市民の安全確保・除雪の推進に努める。（災害対策本部による対応）

また、除雪業務に精通する職員の育成、資質向上を勧める。

5. 業者の役割

○除雪契約業者

- (1) 除雪に備え、重機の配備、オペレーターの手配を行い、市からの指示に従い、若しくは規定に基づき大雪情報をもとに早い段階から除雪、排雪、凍結防止剤散布などの作業が行えるよう出動態勢を万全に整える。
- (2) 「7. 除雪の方法」により、適切な除雪を行う。
- (3) 必要に応じ、他市、他県から重機の支援、業者の支援を受けられるような体制を整える。また、業者ごとに相互支援を行い、効率的に適切な除雪を行う。

○協力業者

- (1) 事前に市に登録しておくことで、積雪時に区長など地区代表者の要請により、除雪を行う。
積雪量による除雪費用を市に請求することができる。
- (2) 公費による除雪を行う場合は、区長など地区代表者の意見を聞きながら優先度を考慮するとともに、公平性を保ち、適切な除雪を行う。

6. 市民の役割

- (1) 自宅の玄関先、幹線道路までつながる地区内道路、歩道、生活道路については、地域住民の積極的な参加により、除雪を行う。
- (2) 地域住民の人力での作業が困難な場合は、協力業者等に支援を要請し、市からの補助を受けることができる。
- (3) 独居老人、要支援者など、除雪が困難な者の支援を行う。
- (4) 必要に応じ、市から「8. 住民除雪支援」を受けることができる。
- (5) 除雪マナーの啓発、相互監視を行う。(道路や水路に支障となる雪を捨てない、積雪時に路上駐車をしなない、屋根からの落雪対策を行う、むやみに車で外出しないなど)
- (6) 除雪業者の作業に積極的に協力し、道路隣接地などに排雪場所を提供する。

7. 除雪の方法

(1) 市道の除雪基準

積雪量に応じて主要幹線道路(10cm以上、15cm以上、20cm以上)、その他の1, 2級市道及び路線延長が500mを超えるもの(50cm以上)、その他除雪を必要とする路線(1m以上)に分けて指定路線(別表)を選定し、除雪する。

- (2) 除雪の優先順位は、市民生活に必要な不可欠な交通量の多い幹線道路(国

道、県道、主要市道)、病院や重要な公共施設をつなぐ路線、水道、電気などライフラインの確保に必要な路線を中心に選定する。

- (3) 除雪は、市民生活に必要最小限の路線について進めることとし、一集落一路線確保を原則とする。また、除雪に時間を要し、長期の孤立化が予想される場合は速やかに避難所等の利用を勧める。
- (4) 除雪を行う業者は、契約書に従って積雪量計測、作業前、作業中、完成の写真を撮影し、担当監督員に提出すること。
- (5) 積雪量に応じて、圧雪、1車線確保、拡幅除雪、排雪を行い、原則としてスタッドレスタイヤでの走行が可能な状況とすること。
- (6) 除雪にあたっては毎日の作業の進捗状況を確認するため担当監督員に報告を行う。
- (7) 農林道の除雪については、指定路線を除き、農林業従事者などの受益者による除雪を原則とする。

8. 住民除雪支援 (別途補助金交付要綱による)

市は住民の高齢化などにより、住民除雪が困難となっている地域や除雪距離が長く、生活に支障が出る地域に対し、補助金等の支援を行う。

- (1) 地域などで使用する小型除雪機の購入支援を行う。購入費用の1/2以内とし、最大で10万円を限度として補助する。
- (2) 指定路線以外の市道についても、地区で保有する重機の運転費用(燃料、リース代等)及び協力業者の作業に対し、積雪量による規定に応じてかかる費用の1/2以内、または全額を補助する。
- (3) 路面のスリップ防止対策として地区に凍結防止剤を配布する。

9. 終わりに

積雪による災害は、市民の生命・財産にも影響をおよぼし、交通障害だけでなく、住民間のトラブル発生にもつながる。

これらを理解のうえ、行政、市民が一体となって、適切で迅速な除雪を行うことが必要であり、この指針は、除雪をスムーズに進めることが目的としているが、状況に応じた臨機応変な態勢をとることも重要である。

平成26年6月